

支援制度の解説

優良屋外広告物表彰

■ あらまし

京都市では、京都にふさわしい広告物の普及促進を目的とした様々な取組を進めており、なかでも平成24年度に創設した「京都景観賞」においては、まち並みに調和し、美しく品格のある景観形成に貢献する優良な屋外広告物を表彰する「屋外広告物部門」を2年連続で実施しました。

表彰候補については、京都にお住まいの皆様、京都を訪れる皆様から、平成24年度に789件、平成25年度に1,277件と本当にたくさんの御応募をいただきました。

京都景観賞屋外広告物部門の実施を通じて、皆様の景観に対する意識の高さを再認識するとともに、永い時を超えて伝えられる由緒ある看板やのれん、歴史的なまち並みと調和しながらモダンで独創的な魅力を放つ広告物など、京都ならではの魅力をもつ素晴らしい広告物が京都にはたくさんあることを、多くの皆様に知っていただく機会となりました。

今後とも、このような優良な屋外広告物を表彰していく予定です。

■ 表彰作品紹介

平成24年度 市長賞

一保堂茶舗



嶋臺（しまだい）ギャラリー



サクラ堂歯科医院



シタディーン京都烏丸五条



平成24年度 市長賞
亀末廣



FORTUNE GARDEN KYOTO



清課堂



打田漬物商工業株式会社 錦小路店



フランソア喫茶室



祇園 佐川急便



平成25年度 市長賞
群青



とらや 京都一条店



平成25年度 市長賞

恵文社 一乗寺店



進々堂 京大北門前



瓢亭



山ばな 平八茶屋



衣司 武美



京都八百一本館



島津製作所 創業記念資料館



然花抄院 京都室町本店



平成25年度 市長賞
丁の字 CAFE



ロイヤルパークホテル ザ 京都



高台寺 土井



名代おめん 高台寺店



ぽっちり 祇園本店



株式会社丸三仏壇店 珠数屋町西店



京あめ クロッシェ



鮎茶屋 平野屋



平成24年度 京都デザイン協会賞
イノダコーヒ 三条支店



伏見大手筋商店街 からくり時計
「おやかまっさん」



平成25年度 京都デザイン協会賞
總屋



オリジナル文具 裏具



平成25年度 京都府広告美術協同組合賞
IN THE GREEN
(株式会社バルニバービ)



TOWA株式会社 本社・工場



優良屋外広告物補助金交付制度

補助金交付制度のあらまし

優良な屋外広告物を誘導し、都市景観の向上を図るため、建物のデザインと調和した屋外広告物や、商店街をはじめとする一定のまとまりのある地域で統一的に製作する屋外広告物で、優良なデザインで良好な景観形成に寄与するものを表示する場合に、設置等に係る費用の一部に対して補助を行っています。

1 補助対象事業

予算の範囲内で、下記の事業の補助を行います。

- (1) 優良なデザインである屋外広告物の設置・改修工事
- (2) 商店街等の統一看板及び共同看板の設置・改修工事
- (3) 統一看板及び共同看板に係る企画等の行為

※ 撤去工事は、補助の対象になりません。

補助対象の内訳

種類	補助対象
設置・改修工事	(1) 材料費 (2) 製作に必要な設計費、デザイン料 (3) 製作、設置に必要な経費
企画等 (統一看板等のみ※)	(1) 企画等に必要な資料、図面等の作成頒布経費 (2) 企画等に必要な事務用品等の購入経費 (3) 集会に必要な会場及び備品の使用料その他これに準じる経費 (4) 研究会等の講師の謝礼

※ 統一看板とは、商店街などの団体に属する商店等のうち5件以上が共通のデザインの看板を設置し、地域のまとまり等を創出するものを指します。

2 補助金額

上記1の補助対象となる費用を合算した金額に、地域ごとに設定した補助率を乗じた金額の範囲内で補助します。ただし、限度額は下記のとおりです。

- (1) 設置・改修工事に関する費用：1申請につき50万円まで
- (2) 設計及び企画等に関する費用：1団体につき50万円まで

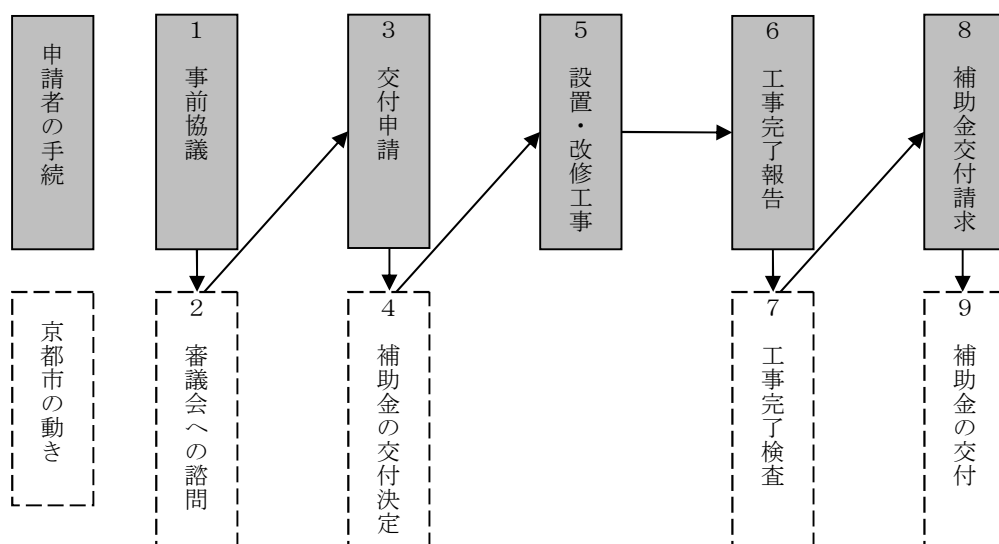
補助率について

項目	規制区域等	補助率
統一看板等	伝統的建造物群保存地区、歴史的景観保全修景地区、 界わい景観整備地区、歴史遺産型第1種地域、 歴史遺産型第2種地域に設置するもの	3分の2
	その他の地域に設置するもの	2分の1

項目	規制区域等	補助率
統一看板以外 (通常の屋外広告物)	伝統的建造物群保存地区、 歴史的景観保全修景地区、 界わい景観整備地区、 歴史遺産型第1種地域、 歴史遺産型第2種地域に設置するもの	3分の2
	第1種地域、 第2種地域、 第3種地域、 第4種地域、 沿道型第1種地域、 沿道型第1種地域特定地区、 沿道型第2種地域、 沿道型第2種地域特定地区、 沿道型第3種地域、 沿道型第3種地域特定地区に設置するもの	2分の1
	その他の地域に設置するもの	3分の1

例：設置改修工事に70万円の費用が掛かり、設置場所が第3種地域(補助率2分の1)の場合
70万円×(1/2)＝35万円を補助します。

3 補助金交付までの流れ



京都市美観風致審議会広告物専門小委員会に意見を聴いたうえで、補助をすることを適当と京都市が認めるものに対してのみ、予算の範囲内で補助金を交付します。

(申請があるものすべてに補助ができるわけではありません。)

4 評価の際の留意点

補助が適当かどうか評価する際は、下記のような点を考慮します。

- ・ 屋外広告物が設置される建物の構造や外観、外壁の材質等と適切に調和した形態やデザインであること。
- ・ 形態やデザイン、材質が適正に組み合わせられ、屋外広告物自体が良好な景観形成の対象となるもの
- ・ 周囲の風情と調和しており、かつ、風情を向上させるようなもの
- ・ 統一看板や共同看板の場合は、統一性を基調に、それぞれの店舗の用途に応じた個性を発信する中で商店街やその地域における洗練された統一感と良質な景観を演出するもの

補助事例紹介

平成19年度 旅館元奈古



平成20年度 河井寛次郎記念館



平成21年度 京西陣菓匠宗禅



平成22年度 堀金箔粉



平成24年度 旅館力彌



～ 平成24年度京都景観賞優秀賞受賞 ～

平成25年度 京都八百一本館



～ 平成25年度京都景観賞市長賞受賞～

平成25年度 株式会社丸三仏壇店
珠数屋町西店



～ 平成25年度京都景観賞市長賞受賞～

平成26年度 ホテルギンモンド京都



平成26年度 Vermillion



平成26年度 京都伏見稲荷 伍八堂





優良意匠屋外広告物・歴史的意匠屋外広告物について

所有者の申請により、以下の指定を受けた優良意匠屋外広告物及び歴史的意匠屋外広告物については、許可基準のうち、面積の規定等については除外されます。

また、優良意匠屋外広告物については許可期間を延長することができます。

- ・ 優良意匠屋外広告物

特に優良な意匠を有しており、かつ、位置、規模及び形態が都市の景観の維持及び向上に寄与していると認められる屋外広告物（審議会への諮問が必要になります。）

- ・ 歴史的意匠屋外広告物

歴史的な意匠を有しており、かつ、位置、規模及び形態が都市の景観の維持及び向上に寄与していると認められる屋外広告物

特例許可制度

屋外広告物を表示する場合、条例で定める基準に適合させるのが原則ですが、基準に適合しない場合であっても、①意匠が優れた屋外広告物で、良好な景観の形成に寄与するものや、②その表示が公益、慣例その他の理由によりやむを得ないもので、景観上支障がないと認められる屋外広告物又はその掲出物件については、美観風致審議会の意見を聴いたうえで、特例的に許可をすることがあります。

特例許可は、きわめて例外的な制度であり、その適用は、以下の原則及び基準によります。

適用にあたっての原則

- ・ 特例許可を受けようとする屋外広告物（以下「対象屋外広告物」という。）だけでなく、対象屋外広告物以外の屋外広告物等も含めた区画全体の景観向上についての計画を作成していただき、総合的に評価します。
- ・ 上記の計画によって景観がどのように向上するかについては、申請者がシミュレーション等で明らかにしてください。また、公益性等によりやむを得ない場合も、条例の基準に適合しない合理的な理由の説明が必要です。
- ・ 他の制度（歴史的意匠屋外広告物、優良意匠屋外広告物等）によって、条例に適合する場合は、特例許可は適用されません。

基準概要

- ①「意匠が優れた屋外広告物で、良好な景観の形成に寄与し、景観上支障がないと認められるもの」の基準
 - ・ 対象屋外広告物だけでなく、区画全体の広告物等について、区画全体の景観を大きく向上し、周囲の景観を向上させる総合的な計画を作成すること
 - ・ 対象屋外広告物の形態、意匠、材料等が優れており、建物と調和していること
 - ・ 対象屋外広告物に、独自の工夫や景観への配慮がなされていること
 - ・ 対象屋外広告物が、周囲の景観との調和を乱さないものであること
- ②「その表示が公益、慣例その他の理由によりやむを得ない屋外広告物で、景観上支障がないと認められるもの」の基準
 - ・ 鉄道その他公共、公益上必要な施設にあって、その機能の確保を図るうえで必要なもの又はその表示が歴史や文化を体現しているものであること
 - ・ 区画全体について、景観を改善し、総合的に景観上支障のないものとするための計画を作成すること

なお、特例許可制度の適用を受けるには、京都市と事前に協議をしていただいたうえで、京都市美観風致審議会の意見を聴く必要があります。詳しくは、広告景観づくり推進課（TEL 075-222-4137）まで御相談ください。